

平成 26 年 3 月 7 日

お客さま各位

中央商銀信用組合
理事長 吳龍夫
あすなる信用組合
理事長 卞健一

合併認可の取得および金融機能強化法に基づく優先出資の
引受けに係る信託受益権等の買取りの決定について

本日、中央商銀信用組合およびあすなる信用組合は、関東財務局より中小企業等協同組合法上の合併認可を取得いたしました。これを受けて両組合は予定どおり平成 26 年 3 月 10 日に合併し、「横浜中央信用組合」としてスタートする運びとなりましたので、お知らせいたします。

また、両組合は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」といいます。）を活用した資本増強について、全国信用協同組合連合会（以下「全信組連」といいます。）と協議のうえ、先般、全信組連に対して資本支援の申込みを行いました。全信組連では、両組合の申込みを受け、優先出資の引受けを行うことを決定するとともに、金融機能強化法第 26 条の規定に基づき国に対し当該優先出資に係る信託受益権の買取りの申込みを行っておりましたが、本日、金融庁において買取りが決定されましたので、併せてお知らせいたします。

今後は、合併により強固な経営基盤を築くとともに、金融機能強化法の活用により構築する盤石な財務基盤を土台に、金融機能強化法第 27 条に基づき提出いたしました「経営強化計画」に基づく施策の実践により、各地域の実情や特性に応じたコンサルティング機能を十分に発揮していくことで、地域経済の再生・活性化に資する地域密着型金融を推し進めていく所存でございます。引き続きご指導、ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

以 上

<本件に関する照会先>

| | |
|----------|------------------------|
| 中央商銀信用組合 | 担当：飯山・池野（045-251-6996） |
| あすなる信用組合 | 担当：西窪・佐藤（0263-35-0428） |

記

1. 合併に関する事項

(1) 合併の認可（中小企業等協同組合法第66条第1項に基づく認可）
中央商銀信用組合とあすなろ信用組合が合併するためのもの

(2) 合併の期日

平成26年3月10日（月）

(3) 合併後の名称及び概要

①名 称 横浜中央信用組合

②本店所在地 神奈川県横浜市中区蓬莱町2丁目3番地

③代 表 者 理事長 呉 龍 夫

④店 舗 数 18店舗

2. 金融機能強化法の活用に関する事項

(1) 本件優先出資の概要

| | |
|--------|--------------------------|
| 種 類 | 社債型非累積的永久優先出資 |
| 発行価額 | 1口につき10,000円（額面金額1口100円） |
| 非資本組入額 | 1口につき 5,000円 |
| 発行総額 | 19,000百万円 |
| 発行総数 | 1,900,000口 |

(2) 優先出資発行に関する日程

平成26年3月31日（月） 優先出資発行の払込期日

(3) 「経営強化計画」について

詳細は、別添の「経営強化計画」および「経営強化計画ダイジェスト版」
をご参照ください。

以 上